

城西大学における学芸員養成課程設置の意義

— 文化政策としてのミュージアムの可能性を踏まえて —

土 屋 正 臣

城西大学 現代政策学部

要 旨

本稿は、地域活性化やまちづくりとしての役割が課せられつつあるミュージアムの今日の状況を検証しつつ、そこで働く学芸員の新たな役割について検討した。その上で、政策学を基軸とした現代政策学部を中心に学芸員養成課程を設置した場合の有効性について検討した。

その結果、実際に学芸員職として博物館で働く機会は限定されているものの、官民を問わず、文化政策の担い手が必要とされる中で、学芸員資格は有効であることが明らかとなった。そして、城西大学の学芸員養成課程における学びは、履修者のキャリアの幅を広げる可能性があることが結論づけられた。

キーワード：学芸員養成課程、地域政策としてのミュージアム、政策学、水田美術館、文化政策

1. はじめに～地域政策としてのミュージアム

今日、博物館や美術館、植物園、動物園、水族館を含むミュージアムは、人文学や自然科学といった分野の研究成果を社会教育という枠組みにおいて社会に還元するだけの施設ではない。1990年代後半以降の文化による都市再生を意味する「創造都市論」の世界的潮流の中で、ミュージアムは社会の問題を解決するためのツールという認識が世界的に広まった。日本においても2000年代以降、観光振興やまちづくりといった目的をもってミュージアムが建設されてきた。ミュージアムは、日本においても社会変革の装置として位置づけられつつあり、同時にミュージアム政策は行政や企業、NPOなどの協働による文化政策を意味するようになった。

一方、文化芸術基本法（2017年改正・改称）、文化財保護法改正（2018年）、博物館法改正（2019年）、文化観光推進法成立（2020年）などの法制度の整備は、ミュージアムを従来の社会教育施設としてだけでなく、都市再生、観光・産業振興、障害者福祉政策などといったこれまでミュージアムとは無縁と考えられてきた分野との連携や融合が、今日のミュージアムに求められていることを意味している。

以上のような状況を鑑みるならば、政策学に基づいて実社会における問題解決を図ることので

きる人材養成を目的とする現代政策学部を擁する城西大学にあって、ミュージアムを核とする文化政策を学ぶことは、自治体職員や公立文化施設などを運営する財団職員、民間企業などに就こうとする学生にとって不可欠となっている。特に、昨今の自治体職場では文化政策という一分野が存在するのではなく、自治体政策全体を総括する総合政策として位置づけられているように、他分野にわたる連携が必要となっている文化政策学の習得は、今後ますます重要になっていく。

しかし、残念ながら学内に水田美術館を開設しているにもかかわらず、城西大学において学芸員養成課程は設けられていない。学芸員養成課程が城西大学における政策学と切り離すことのできない今日のミュージアムの価値や機能を踏まえると、研究や教育の側面から学芸員養成課程を設置することの意義は大きい。

2. 先行研究

本研究に係る先行研究は2種類に大別される。第1に文化政策としてのミュージアム研究、第2に学芸員養成に関連する研究である。

2.1 文化政策としてのミュージアム研究

ミュージアムが従来の「調査・収集、展示・教育、保存・修復」という役割だけでなく、まちづくりとしての機能に対する議論の活発化は、『ミュージアムが都市を再生する』(2003年)⁽¹⁾を契機としている。ミュージアム自体の機能や価値自体だけでなく、ミュージアムとそれが立地する地域社会や都市の発展という、一見無関係に捉えられがちな両者の存在は、実際には密接な関係を持つ可能性が本書によって明らかにされた。

このような文化政策としてのミュージアムの役割に焦点を当てた研究は、『ミュージアムが社会を変える』(2015年)⁽²⁾など、その後も重ねられていった。『新時代のミュージアム』(2020年)⁽³⁾では、文化政策としてのミュージアムの可能性を取り上げ、都市の再生のみならず、福祉政策や教育政策、地域ブランディングなど多面的にミュージアムの今日的役割を考察している。

2.2 学芸員養成に関する研究

学芸員養成に関する論考は、1950年代から散見されるが、学芸員職自体が本格的に論じられるようになるのは1960年代以降である。「博物館職員の問題—とくに学芸員について」(1968)や「博物館学芸員の専門性について」(1971)など、養成課程そのものというよりは、学芸員に求められる専門性について考察されている。中川友里絵によれば、1970年代から学芸員の専門性として研究者・技術者・教育者の3要素が示され、他者との日常的な関係の中で形成される汎用的な能力が重視されるようになったという⁽⁴⁾。

1970年代以降、社会教育施設としてのミュージアムにおける学芸員は、教育者としての役割を中心に論じられていった。社会教育ないし生涯学習の重要な担い手としての学芸員の役割や大

学における学芸員養成の議論は、現在まで継続的に行われている⁽⁵⁾。藤野次史らは、2012年の博物館法施行規則の改正に伴う、学芸員資格取得のために必要な科目の変更が、受講状況に及ぼす影響について考察している。このように大学教育における学芸員養成課程の位置づけは、制度変更に合わせて常に問い直される必要がある⁽⁶⁾。

一方で近年、こうした学芸員論ないし学芸員養成課程論に加えて、まちづくりとしてのミュージアム政策を前に、学芸員の新たな役割を問い直す論考が登場している。中嶋紀菜里らは、観光政策と文化政策の双方から観光振興における博物館の役割が期待されていることを踏まえて、それに対応したマネジメントや知識を持つ学芸員や体制の必要性を指摘している⁽⁷⁾。

以上のように、近年の文化政策は、関連する他領域の政策分野との連携や融合しながら、社会問題に対処することが求められ、それに伴い、ミュージアムの社会的役割も大きく変化してきている。そのミュージアムにおける専門職である学芸員の役割もまた、これまで以上に観光政策に関連するような、政策立案能力の向上が必要になっている。文化芸術基本法や文化財保護法といった文化政策関連の法律改正が進む中で、学芸員や学芸員の養成システムのあり方は、喫緊の課題として残されている。本稿では、変革途中の状況を踏まえつつ、改めて社会科学系学部を中心とする学芸員養成課程の意味を問い直してみたい。

3. 学芸員養成課程とは何か

3.1 ミュージアムの「これまで」と「これから」

(1) ミュージアムとは何か

ミュージアムの原初形態は14世紀末から18世紀初頭にかけてヨーロッパ各地で出現した「キャビネット」と呼ばれたものである。キャビネットは各地での探検による珍品を蒐集し、その権力や財力を誇示する意味を持っていた。18世紀半ばからキャビネットは単にモノを集積する場から、モノを分類し、秩序を与える場へと変化し、博物学の形成を促した。ここに近代科学が誕生することになった。やがて、近代科学の発達とともに、帝国の伸張と植民地支配の拡大の中で、大英博物館（1753年）などのミュージアムが誕生した⁽⁸⁾。

一方近代日本においては、ヨーロッパ諸国のミュージアムは博物館や美術館、動物園、水族館、植物園といったように分野別に細分化され、受容されていった。ミュージアムは分野別に切り分けられて日本社会に受容されたことで、個別の研究領域を社会に還元するという機能だけが強調され、ミュージアムが本来持っていた社会変革としての性格は顧みられることが少なくなっていった。これが地域政策とミュージアムとが無関係であるという印象を広く日本社会に滲透させる結果となった。

したがって、ミュージアムとは何かという根源的な問いに答えるためには、ミュージアムの原初形態にまでさかのぼり、文系・理系といった縦割り型の思考自体を問い直すことから始める必要がある。

(2) 2000年代以降のミュージアムに課せられた役割

1990年代後半以降、ヨーロッパ各地の都市は文化による都市再生を試みるようになった。たとえば、スペインバスク地方最大の都市ビルバオ（人口35万人）は、鉱工業、造船業、石油化学工業などの工業都市として繁栄したものの、1970年代以後の産業構造の変容により衰退していった。失業率は25%を超え、ヨーロッパの中でも最も発展が望めない地域（1989年・仏シンクタンク）とまで称された。

1997年にビルバオ・グッゲンハイム美術館が開館すると、5年間で515万人の入場者数（45%は海外から）を数え、4,100人の直接雇用を創出した。この美術館はグッゲンハイム財団とバスク州により建設されているが、直接的な経済効果として7億7,500万ユーロを生み出し、そのうち1億2,000万ユーロはバスク州の収入に該当する。州政府は3年間という極めて短期間で投資額を回収しことで、都市再生にミュージアムが重要な役割を果たすことが広く認識されるようになった（図1）。独自の文化に基づく都市の再生は、「創造都市論」（creative city）として欧米諸国を席卷し、その潮流は2000年代以降の日本における文化政策振興に大きな影響を与えた。

日本においても創造都市論とともにミュージアムが都市の再生などの社会的な課題解決に貢献すると捉えられるようになっていった。その前提には、1980年代までに建設されたきた公共施設の多くが、建設自体を目的として設置されてきたことへの批判—「ハコモノ行政批判」があった。こうした批判に答えるかたちで、1990年代以降、ミュージアムにおける社会的なミッション（使命）の明確化が喫緊の課題となっていた日本独自の事情が、ミュージアムと社会の関係を問い直す下地となっていた。

2004年開館の金沢21世紀美術館は、金沢市の旧市街地中心部にあり、2019年度には258万人の入館者を得ている（表1）。さらに、金沢21世紀美術館の開館による地域経済への波及効果は、「建設投資」によるものが217.2億円、「運営支出」によるものが6.1億円、「来館者消費」による

| | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001* | TOTAL |
|-------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| Direct expenses | 40.5 | 190.4 | 202.8 | 192 | 150 | 775.7 |
| GDP generation | 31.5 | 148 | 168.3 | 157.5 | 150 | 655.3 |
| Employment** | 832 | 3,906 | 4,161 | 4,415 | 3,937 | 4,100 |
| Treasury revenue | 5.9 | 27.5 | 29.3 | 27.8 | 27 | 117.5 |

図1 ビルバオ・グッゲンハイム美術館の経済波及効果（百万ユーロ）⁽⁹⁾

表1 2019年度日本のミュージアム入場者数⁽¹⁰⁾

| | | |
|---|--|-------------------|
| 1 | 国立科学博物館（東京都） | 266万6,743人（92.5%） |
| 2 | 国立新美術館（東京都） | 261万3,609人（92.4%） |
| 3 | 金沢21世紀美術館（石川県） | 258万591人（108.7%） |
| 4 | MORI Building DIGITAL ART MUSEUM EPSON teamLab Borderless（東京都） | 231万1,995人（—） |
| 5 | 東京国立博物館（東京都） | 214万2,960人（83.4%） |

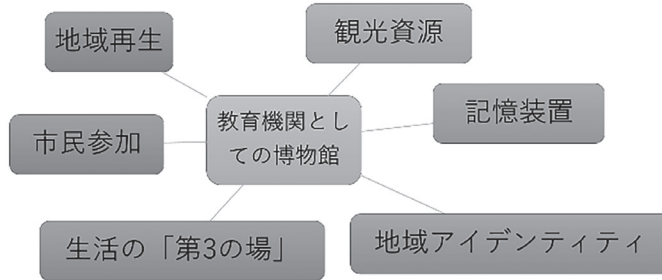


図2 今日のミュージアムに求められる役割（筆者作成）

ものが104.8億円となっている。ミュージアム単体の集客効果だけでなく、ミュージアムの存在はそれが立地する都市全体に大きな経済効果をもたらしている。文化と経済は密接につながっていることの証左である。

これら以外にも災害や公害の記憶を継承したり、市民の社会参加を促進したりするなどの機能をミュージアムは果たしている（図2）。従来の博物館法が規定してきた社会教育施設としての博物館という性格は、ミュージアムの持つ諸機能の一つにすぎず、今日のミュージアムは極めて多義的である。

したがって、学芸員養成課程の科目を通じて、ミュージアムの活動自体を知るだけでなく、ミュージアムという地域政策の場から政策学に係る基礎的な知識や考え方を習得することができる。

(3) 文化政策関連の法制度の変化とミュージアムの「これから」

近年文化政策に関連する法制度は急速に整備・再整備されている。文化芸術基本法（2017年改正）においては、少子高齢化やグローバル化社会を念頭に、芸術や文化そのものの振興だけでなく、都市政策や観光振興政策、福祉政策との連携を意識した改正が為された。

文化財保護法改正（2018年）は、1950年成立以降「保護＝保存と活用」を念頭に置いてきた。このうち「活用」は博物館政策と併せて、展示や公開することで教育資源としての活用が目指されてきた。近年の文化財保護法改正では、「活用＝地域活性化や観光振興」といった性格を追加している。

表2 文化政策関連法の改正年一覧

| 法律名 | 成立年 | 改正年 |
|---------|-------|---|
| 文化芸術基本法 | 2001年 | 2017年 |
| 文化財保護法 | 1950年 | 1954年・1968年・1975年・1993年・1996年・2004年・2018年 |
| 博物館法 | 1951年 | 1952年・1953年・1955年・1956年・1959年・1971年・1983年・1986年・1991年・1993年・1999年・2001年・2006年・2007年・2008年・2011年・2014年・2017年・2019年 |
| 文化観光推進法 | 2020年 | — |

（筆者作成）

博物館法改正（2019年）では、社会教育法上の社会教育施設という位置づけだけでなく、まちづくり、観光などの他の行政分野との一体的な政策実現に向けて、条例により地方公共団体の長が博物館行政を所管することが可能となっている。博物館行政が文部科学省から文化庁へ移管されたことも、博物館法改正と連動していることは言うまでもない。

文化観光推進法（2020年）は、ミュージアムを始めとする文化施設に対して、観光振興の拠点化を促すことを目的としている。2020年開館の国立アイヌ博物館が、少数民族の権利保護を前面に掲げつつ、海外からの観光客誘致を目指していることは、文化観光推進法の成立の流れを体現していると言える。

以上のような法改正の動きは、文化政策が文化財の保存や芸術振興のような特定分野を対象とするものではなく、総合政策としての役割を期待されていることを示唆している。そして社会教育政策としてだけの博物館から、文化政策としてのミュージアムへという移行もまた、今日の文化政策の系譜上に位置しているのである。

もちろん、こうした法制度の整備・再整備は、地方創生や2020東京オリンピック・パラリンピックを意識し、インバウンド効果を狙ったという側面はあるだろう⁽¹¹⁾。そして、その効果は一過性のものに過ぎないという批判も無視することはできない。

だが、一方で2000年代以降の都市再生や地域活性化に継続的に取り組んできた各地のミュージアムの存在も忘れてはならない。各地域における草の根型のミュージアム改革は、創造都市論などの世界的潮流と重なりながら、試行錯誤が重ねられてきており、その流れは今後も持続されるだろう。この意味において、ミュージアムの社会的位置づけを問い直すとする動きとそれを後押しする法制度の整備・再整備は、必ずしも一過性の効果で終わることなく、文化政策を具現化する装置としてのミュージアムが今後も議論されていくに違いない。

3.2 学芸員養成課程を設置することの意義

(1) 学芸員養成課程とは何か

学芸員とは、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（博物館法第4条第4項）者である。学芸員となるためには、「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」（博物館法第5条第1項）などの資格が必要となっている。このうち「大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位」とは、下記の9科目19単位である（表3）。

その内容については、各大学の教育理念に基づいて独自に設定することが可能となっているが、基本的には概論⇒各論⇒実習という順で履修することが望ましいとされている。理論と実践の組み合わせという点で、これまでの現代政策学部における科目と共通しており、実体験を理論づけ、理解を促す教育を学芸員養成課程においても実践することが可能である。

2012年度から博物館法改正により現行の科目のみで資格取得可能となった。それ以前については、表3の科目のほか、選択科目として文化史、美術史、考古学、民俗学、自然科学史、物

表3 学芸員養成科目の変遷⁽¹²⁾

| 1952年文部省令制定 | | 1996年文部省令改正 | | 2012年文科省令改正 | |
|-------------|----|-------------|----|-------------|----|
| 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 | 科目名 | 単位 |
| 博物館学 | 4 | 生涯学習論 | 1 | 生涯学習論 | 2 |
| 教育原理 | 1 | 博物館概論 | 2 | 博物館概論 | 2 |
| 社会教育概論 | 1 | 博物館経営論 | 1 | 博物館経営論 | 2 |
| 視聴覚教育 | 1 | 博物館資料論 | 2 | 博物館資料論 | 2 |
| 博物館実習 | 3 | 博物館情報論 | 1 | 博物館資料保存論 | 2 |
| 合計 | 10 | 社会教育概論 | 1 | 博物館展示論 | 2 |
| | | 博物館実習 | 3 | 博物館教育論 | 2 |
| | | 視聴覚教育・メディア論 | 1 | 博物館情報・メディア論 | 2 |
| | | 教育学概論 | 1 | 博物館実習 | 3 |
| | | 合計 | 13 | 合計 | 19 |

理、化学、生物学、地学のうち2科目を選択科目として履修する必要があった。この選択科目が廃止となったことで、より資格取得が容易となったこと、また人文科学や自然科学に特化した内容ではなく、まちづくりや地域再生といったテーマに沿ってミュージアムを学びやすくなった。

学芸員養成課程を開講している大学は、2020年4月1日現在302大学あり、そのうち私立大学は217大学である。学芸員養成課程を設置している大学は次の2種類に大別することができる。

大学においてそこに在籍する学生が学芸員資格を取得する場合、必要科目を履修することで可能となる。科目履修取得後に改めて資格試験を受験する必要はなく、大学での授業科目との両立が可能である。このことから、大学内にミュージアムを設置していれば、通常、学芸員養成課程を設けており、大学教育の副専攻的な位置づけをとっている例が多い。むしろ、制度上、大学内のミュージアムが教育課程に明確に組み込まれていないと、施設費の負担者等に対して説明責任を果たすことができない。説明責任を果たす意味でも、大学内にミュージアムを抱えているのであれば、学芸員養成課程は必須である。

① 人文・自然科学研究に基づいた博物館学芸員の養成を主軸とするもの

2012年の博物館法改正前から学芸員養成課程を設置している大学の多くは、人文科学・自然科学の研究や教育を实践する学芸員の養成を目的としてきた。特に博物館における教育面については、教育基本法⇒社会教育法⇒博物館法・図書館法という法体系に沿って、社会教育施設である博物館で働く学芸員は社会教育として研究成果を社会に還元するスキルの習得が求められてきた。必然的に学芸員養成課程もまたこの目的に沿ったカリキュラムが組み立てられてきた。

このため、設置も人文系などの特定の学部学科に限定され、学芸員資格取得も限られた学生のみが履修可能である場合が多い。たとえば、城西大学近隣の私立大学では、跡見学園女子大学において文学部のみで学芸員資格の取得が可能となっている。また、十文字学園女子大学では、文芸文化学科のみで学芸員資格の取得が可能となっている（図3）。

| 大東文化大学 | 埼玉学園大学 | 跡見学園女子大学 | 十文字学園女子大学 | 城西国際大学 |
|--|--|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度 50~80 人程度の学生がコンスタントに取得 ・日本文学科、法律学科、国際関係学科など17学科で取得可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・人間文化学科、心理学、経済経営学科など全学部で取得可能（文系学部のみ設置） | <ul style="list-style-type: none"> ・3学部のうち文学部のみで取得可能 ・花隈記念資料館で実習 | <ul style="list-style-type: none"> ・文芸文化学科のみで取得可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際人文学部国際文化学科で取得可能 |

図3 城西大学周辺の学芸員養成課程設置大学の概要（筆者作成）

② 政策学など社会科学系を中心にあらゆる学部からの履修が可能なもの

2000年代以降、ミュージアムに対して都市再生などの社会変革装置としての役割が与えられるようになると、専門職である学芸員養成のあり方についても問い直されることとなった。文化政策などの社会科学系の学部学科において学芸員養成課程を設ける大学が現れた。

静岡文化芸術大学では、文化政策学部芸術文化学科で取得可能な課程として、2000年の開学時から設置されている。運営の窓口は芸術文化学科の2名の教員を主に運営され、文化政策のカリキュラムに沿った学芸員養成課程科目を開講している⁽¹³⁾。

2017年度から青山学院大学総合文化政策学部では学芸員養成課程を開設した。資料の調査や研究、保存、展示といった従来の学芸業務に係る知識や技術の習得だけでなく、展覧会のイベントの企画運営、広報といった文化政策を実践する上で幅広い知識を習得することが目指されている。想定される受講者の就職先として企業や行政の文化部門、文化プロデューサー、コーディネーターといった分野が挙げられている⁽¹⁴⁾。

以上のように、従来型の学芸員養成課程においては、社会教育施設という理念に沿った学芸員像が求められてきた。これに対し、2000年代以降、まちづくりや都市再生といったミュージアムの社会的役割が変化する中で、文化政策を中心とする学部学科において新たな学芸員像に沿ったカリキュラムを新設する大学が増えている。

城西大学において学芸員養成課程を設置する目的は、この後者の文化政策を実践する場としてのミュージアムや関連分野で活躍する人材を育成することにある。

(2) 現代政策学部に対する意義

これまで見てきたように、ミュージアムは、まちづくりや観光・産業振興などの地域が抱える諸問題と不可分の関係にある。

一方、現代政策学部は「建学の精神「学問による人間形成」に基づき、政策学を中核とする課題発見・解決のための幅広い分野の学びとリベラルアーツ科目の学びにより、生涯にわたり自律的に学び続けることができ、高い倫理観を持ち社会貢献できる人材を育成すること」を理念とする。

地域政策の重要な舞台となっているミュージアムのあり方を文理横断的に学べる環境や研究の

場を整えることは、政策学を中核とする課題発見・解決のための幅広い分野の学びとリベラルアーツ科目の学びにより人材育成する現代政策学部の理念を具現化することにつながる。特に学芸員資格の取得は、地方公務員などを目指す城西大学部の学生にとって重要な意味を持つ。以下、進路別に詳しくみていくことにしたい。

① 地方公務員・財団法人職員を目指す場合

A. 自治体における文化政策の所掌

すでに述べたように、ミュージアムを含めた文化政策は、個別政策領域ではなく、他の政策領域を横断する総合政策としての性格を持つ。

1970年代以降に自治体の独自政策として文化行政（文化政策ではない）を掲げる事例が増大した。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された文化財保護行政を教育委員会に置きつつ、首長部局の企画部局に文化政策担当部署を並置するモデルが革新自治体で採用されると、以後これに追随する地方自治体が全国で叢生していった（図4）。

同時に文化財保護政策は、異なる行政分野との連携が求められるようになっていった。たとえば1975年の文化財保護法改正によって制度化された「重要伝統的建造物群保存地区制度」は、これに関連した都市計画法の改正と一対になっていた。実際に教育委員会の文化財保護部局と首長部局の都市整備部局との間で連携や調整を必要としてきたように、文化財概念の広がりと同時に関連する他の行政分野との協働が不可欠となっていった。

2000年代以降、文化は行政だけが政策として扱うべきものから市民団体や企業といった多様なアクターが協働して振興すべきという議論が広がり、文化政策という言葉が広く用いられた。他方で近年の文化財保護法や地教行法、博物館法の改正により、条例により自治体の長は文化財保護やミュージアムについて管理・運営することが可能となった。これにより文化政策は、都市計画や産業・観光振興、環境保護と連携し、行政や市民団体、企業の協働によって豊かな社会を実現しようとする枠組みが登場した。

ミュージアムの“社会変革装置化”は、創造都市論の台頭、ミッションの明確化と併せ

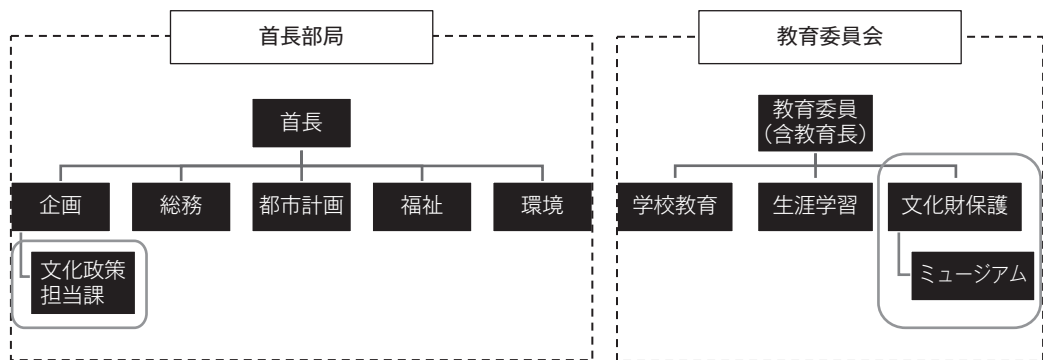


図4 自治体における主な文化政策所掌部局の位置（筆者作成）

て、以上のような文化政策がより幅広い分野との協働が求められるようになったこともまた背景となっていた。それゆえ自治体職場において、学芸員資格は博物館での学芸業務が可能という狭義のライセンスから文化政策に対する素養を示すアイコンとなりつつある。換言すれば、地方自治体において学芸員資格は、文化政策に対する専門性を保持していることの一つの指標となっている。

B. 自治体職員にはなぜ専門性が求められているのか

これまで自治体職員には、誰もが、どの部署に異動しても同質の行政サービスが提供可能という前提があった。定期的な人事異動は、業者との癒着などの不正を避けることが主目的であった。

これに対して現在、地域社会が抱える課題の複雑化、住民ニーズの多様化にしたがって、自治体業務は複雑化・高度化している。必然的に自治体職員もまた高い専門性が求められているが、その専門性を客観的に測るための指標は極めて限定的である。それゆえに、自治体職場において数少ない指標となる資格の有無は、重要な意味を持つ。

たとえば、建築基準法第4条の規定により建築確認をおこなうため地方公共団体に設置される建築主事の資格を挙げることができる。建築主事となるためには、建築基準合格判定資格者検定に合格する必要がある。建築基準合格判定資格検定の受験資格は、一級建築士試験に合格したもので、建築行政または建築基準法第77条の18第1項に定める確認検査の実務経験を2年以上有することが求められる。建築主事となるためのハードルが高い分、専門性の高さゆえに、建築指導に係る部署を中心に、関係部署との異動を繰り返しながら、比較的早く管理職へと昇進していく。

このことは、学芸員資格も同様である。学芸員資格は、文化政策に対する理解の高さを示すものとして、自治体人事当局に認識される。必ずしも最初から文化政策関連の部署に配属されるとは限らないが、関連する部署との間で異動する中で徐々にその人物の専門性に基づいた実務能力が養成されていく。学芸員資格は採用段階に有利に働くのみならず、学芸員採用でなくともその人材の専門性が人事当局に肯定的に捉えられ、結果的に昇進スピードも早くなる傾向にある。他方で、学芸員資格は、建築主事の資格ほどハードルは高くなく、関連科目の履修の延長線上で取得できる。

反対に専門性が不明確である場合、異動回数に比して管理職に就くスピードは遅い。「何でもそつなくこなすが、特定分野の専門性を発揮できない」人物の場合、同様の条件にある多くの管理職候補者との間で、数少ない管理職席を取りあったり、席が空くまで順番待ちをすることになったりする。

以上をまとめると、文化政策は各行政分野を横断的につなぐことが求められ、博物館行政もそこに含まれる。この行政領域に対する専門性を示す指標の一つとして、学芸員資格を挙げることができる。学芸員資格の有資格者として専門性が人事当局に認識されることは、昇

進スピードや生涯賃金の高さに影響することになる。

② 民間企業を目指す場合

「学芸員資格＝博物館で学芸員として働くためのライセンス」というイメージが先行しがちである。しかし、実際には民間企業への就職希望者にとっても重要な意味を持っている。実際に学芸員資格を取得し、民間企業へ就職した事例を見ると、製造業や国際文化交流機関、運輸業、サービス業など多岐にわたっていることが確認できる（図5）。

たとえば、輸送会社における美術品や学術資料の運搬部門などは専門的な梱包・輸送技術が求められ、学芸員資格の有無はこうした職場において重要な意味を持つ。また、今後はヘリテージツーリズムなど、その地域の文化や歴史を体験することが観光業にも求められ、こうした業界で活躍するためにも学芸員資格は必要となる。このことは、これまで現代政策学部を卒業した学生の就職先の幅を広げることに寄与する。

すでに述べてきたように、ミュージアムの価値はあらゆるモノを蒐集するだけでなく、分類して秩序を与え、展示するという一連の行為にある。自治体職員として地域の課題を抽出して、それを系統立てて分析し、市民に分かりやすく伝えることも、会社員として自社の製品を分類し、説明を加えながらそこに秩序を与え、展示ないしプレゼンすることも、広義のミュージアム活動なのである。

したがって、将来社会の中で地域政策に携わろうとする学生にとって、学芸員資格自体が社会において有効性を持つと共に、資格取得のプロセス自体が政策立案者養成の意味を持っているの

会社員・団体職員

◆業務に直接活用、または応用できる（できた）

- ・現在、学芸員として勤務している（建設業（総合建設：博物館あり））
- ・会社の業務自体が社会教育施設に携わるものであり、直結するから（製造業（精密機器、映像機器、文化施設の管理運営：博物館の指定管理者実績あり））
- ・学芸員と空間デザインを作り出すことができた（製造業（展示・収蔵用什器製造））
- ・博物館や学芸員に関する基礎的知識（美術館指定管理者、国際文化交流機関、美術品輸送会社）
- ・博物館の役割や学芸員の仕事を知っていることで、様々な場面で多角的に判断できる（サービス業（文化施設の管理運営・サービス：博物館の指定管理者実績あり））
- ・ルーティンの業務には役立たないが、例えば働いている施設の法令上の位置づけや目的など、何も基礎知識がないよりは、養成課程で学習・考察したことを活かせると感じる場面がある（博物館関連団体：博物館の指定管理者実績あり）
- ・業務と直接の関係はないが、展覧会のサポートなど、美術館の方々と仕事をする際に、背景・知識として役立っている（国際文化交流機関）
- ・受託業務は学芸のサポート。顧客（＝学芸員）の求める技術をサポートする際、求められていることが理解しやすくなる（運輸業（美術品輸送））
- ・文化財保存設備を営業として売り込む際に、先方の担当者も学芸員である場合が多いため、営業トークの上でも有効であるから（製造業（文化財保管・展示設備））
- ・史料の扱い方の基本がわかるため（サービス業（学術・研究機関：博物館あり））

図5 民間企業に就職した者のうち学芸員資格を活用できた事例⁽¹⁵⁾

である。このため学芸員資格課程を現代政策学部が中心になって城西大学に設置することは、意義があると言える。

(3) 全学に対する意義

学芸員資格課程を設置することの全学に対する意義は、次のようにまとめることができる。

- ① 総合大学としての魅力をアピール
- ② 教育内容の充実
- ③ 既存施設の活用
- ④ 専任教員の教育・研究活動の場の拡大
- ⑤ 地域貢献の機会の拡充

① 総合大学としての魅力をアピール

『学校法人城西大学中期計画（2020～2024年度）』における「目指す基本的方向性」には次のように記載されている。

2. 本学が有する地域性、国際性の特色を発揮した教育プログラムを充実させ、文理融合教育を推進することにより、データサイエンスの基礎的素養を備え、課題を克服しつつ社会の要請に応じて新しい価値を創造することのできる人材を育成する。

設置を計画している学芸員養成課程では、すでに述べたように文系・理系といった個別分化する以前の近代科学の原点としてのミュージアムに立ち戻った教育プログラムを想定している。このことは、「文理融合教育」を推進しようとする中期計画が示す城西大学の方向性と合致するものである。

ミュージアムの原型は特定の学問領域に捉われることなく、モノの分類と秩序の付与という近代科学の原点を含んでいた。近代科学の原点に立ち戻ることによって、ミュージアムとは何かを問い直し、文系・理系の枠組みに縛られることのない領域横断的な学びが可能となる。総合大学としての城西大学の強みを活かした学芸員資格課程の設置は、周辺他大学とのアドバンテージを強調することができる。

② 教育内容の充実

文理融合による教養教育を実現しうるとともに、授業選択幅を拡大させることができる。文理にわたる教育内容の充実により魅力的な科目の提供が可能である。また、単に資格取得のための資格課程設置ではなく、個々の科目を通常の関連科目としても学ぶことができる。

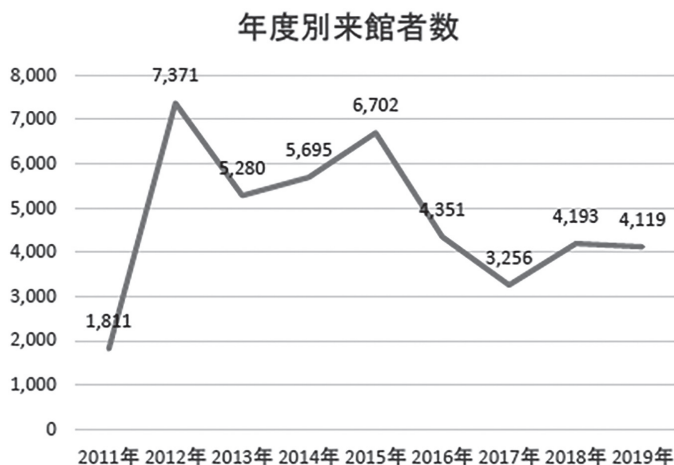


図6 水田美術館の年度別来館者数⁽¹⁶⁾

③ 既存施設の活用

水田美術館や化石ギャラリーについては、浮世絵や魚類化石などの充実した資料群を所蔵するとともに、学芸員による活発な学芸活動により、研究機関としての城西大学の価値を対外的に示すアイコンとして重要な役割を果たしてきている。

しかし、2015年以降入館者数は減少傾向にあり、近年は横這いとなっており、積極的な利用は図られていない(図6)。さらに、年度別の授業時における見学者数を見ると、2014年から下落傾向にあり、授業の中で水田美術館はあまり使用されていないことが分かる。2019年度については、2016年度水準近くまで持ち直している(図7)。これと図6を比較すると、2019年度の入館者数は、授業における利用を除けば、実質的には横這い傾向にあるのではなく、むしろ下落

しているのである。授業時の利用の内訳を見ると、学芸員による講義とともに授業に明確に組み込まれているものとしては、『地域と大学』があげられるが、半数以上は現代政策学部の「フレッシュマンセミナー」および「ソフォモアセミナー」が中心となっている。つまり、水田美術館を利用する授業の多くは、授業を進める上で必須の施設ではなく、学内施設の紹介の一環であったり、授業内容の一部を補ったりするために利用されている。

学内にミュージアムを設置している大学では、学術資料の保存、展示などによる学術研究発表の場、教育活動の場としてミュージアムを活用している。ミュージアムは都市再生

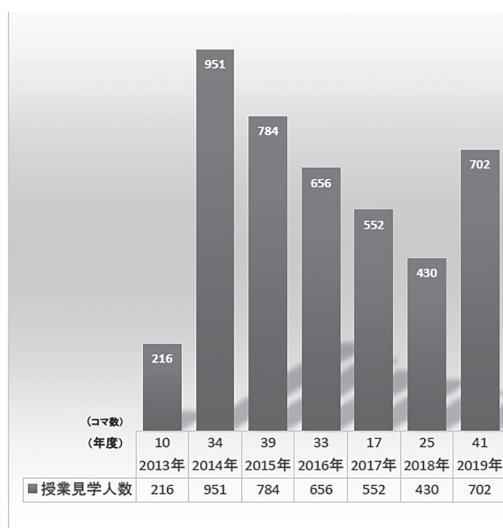


図7 年度別授業見学コマ数と人数推移

や社会問題の解決にとって重要な機能を持つことが認識されつつある一方、大学ミュージアムは図書館と並び、学術・研究を支える根幹であり、大学の顔とも言える存在である。

水田美術館には、開館当初から教員や学生を中心に懐疑的な意見が寄せられてきた。特に在學生や施設費を大学に収める保護者に対して、水田美術館の現状は説明責任を果たしているとは言えない。コロナ禍にあって、施設費に対する在學生や保護者の目がさらに厳しくなっている昨今、美術館の位置づけはより明確化することが求められる。

これからの水田美術館は、地域政策を中心とした、社会科学や自然科学にわたる城西大学の特色を具現化し、学術や研究の拠点としての位置づけを与えることで、対外的な説明責任を果たす必要がある。

また、学内にミュージアムを有していない大学では、学芸員養成課程の受講者は外部のミュージアムで実習を行わなければならない。水田美術館の存在は、効率的に授業を履修し、資格取得が可能な環境がすでに整っている。

④ 専任教員の教育・研究活動の場の拡大

学部横断的な教育や研究はこれまでも実践され、成果を上げてきた。学芸員養成課程というプログラムを通じて、これまでの学部横断的な教育や研究を永続的に発展させることで、教員個人の研究や教育の幅を広げることができる。

また、これまで水田美術館や化石ギャラリーの学芸員は、職員身分のままである。本来の研究職である学芸業務に専念させるとともに、城西大学の教育活動の担い手として活用することが必要である。

⑤ 地域貢献の機会の拡充

城西大学学生だけでなく、本課程履修のみの者を受け入れることができる。たとえば、社会人として本業を持ちながら資格取得に挑戦する場合や、リタイヤ後に生涯学習の一環として取得する場合など、多様な学生を受け入れることができる。こうした様々な年齢や経験を持った学生を受け入れることで、学生相互の刺激を促し、本課程全体の多様な学びを実現することが可能となる。

玉川大学では通信教育部の中で、社会人の受け入れを行っている。また、放送大学でもオンデマンド型授業により必要な科目を履修できる。このように、学外の社会人の学びを支援する課程として、学芸員養成課程を設ける大学は少なくない。

4. 科目設置にあたっての課題

4.1 開講した場合、どれだけの学生が履修する可能性があるのか

学芸員養成課程を設置している大学のうち、全学学生を対象に履修可能としている大学を参照することで、城西大学における学芸員養成課程の将来的な履修者数について類推してみたい。

全学学生が学芸員養成課程を履修できる大学のうち、履修者数をホームページ上で公開している事例として、ここでは明治大学と大東文化大学を取り上げる。附属博物館を設置している明治大学では、2020年度現在、学芸員養成課程を履修している学生は、計250名となっている。文学部を中心に、履修者は法学部や農学部など、文系理系にわたり、学芸員資格が特定の学部学生だけでなく、幅広い専攻分野を持つ学生にとって魅力的な科目となっていることがわかる。

一方、大東文化大学の学芸員養成課程では、毎年度50～80名の学生が履修している。2020年度入学生で学芸員資格の取得可能な学科は、日本文学科や国際関係学科、経営学科など17学科にわたる。2012年度までに1057名の学生が学芸員資格を取得し、実際に博物館において学芸員あるいはこれに準じた業務に携わっている⁽¹⁷⁾。

全学を対象とする学芸員養成課程を設置した場合、これら先行事例から100名前後の履修者を想定することができる。

4.2 資格取得者の就職はどれだけ有利に働くのか

既に述べたように、学芸員資格の取得は官民間問わず、就職や昇進に有利に働く。このことを埋

蔵文化財専門職員の現状から考えてみたい。文化財保護法に規定されているとおり、埋蔵文化財は現状保存が最も望ましいものの、実際には開発事業との調整のために、開発によって遺跡が失われる前に記録保存のための発掘調査が実施される。発掘調査の成果はミュージアムなどで収蔵、展示され、社会に還元される。埋蔵文化財の専門職員は、高度成長期に伴う大規模開発による記録保存に対応するため、全国の地方自治体で採用されていった。7,000人以上の専門職員が埋蔵文化財保護行政の現場に配置されたが、2001年頃を境に減少傾向にある(図8)。

しかし、この専門職員の減少傾向は、埋蔵文化財行政としての業務量の減少に起因するものではない。図9のとおり、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘届出件数は右肩上がりの状態が続いており、業務量自体はむしろ増加傾向にある。

専門職員数の減少は、①地方自治体に

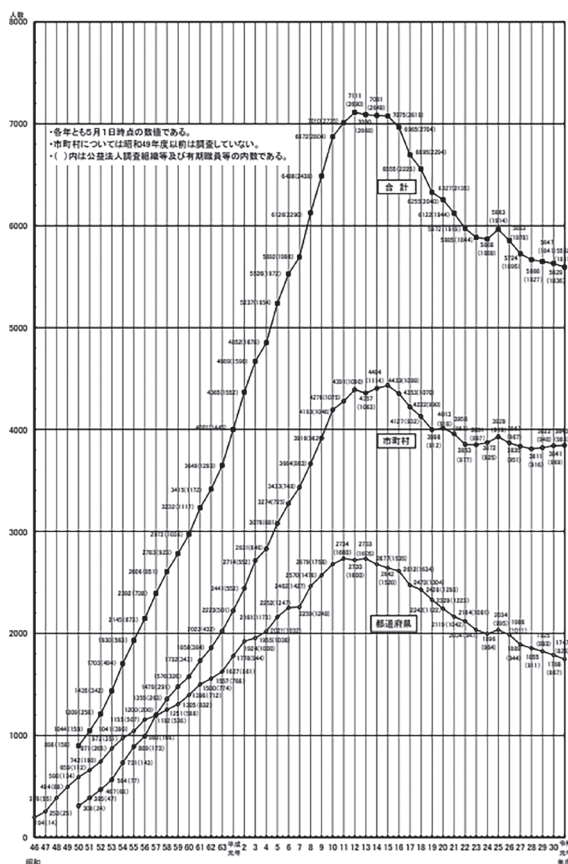


図8 埋蔵文化財専門職員数の推移図(文化庁文化財第二課(2020)『埋蔵文化財関係統計資料—令和元年度—』)

おける団塊世代の退職者不補充、②人事の流動化にある。①については、自治体財政の悪化に伴う職員数削減の観点から、各地方自治体は全体の職員採用数を減らす傾向にある。このために埋蔵文化財専門職員数も減少傾向にある。②については、ミュージアム政策を含め、文化政策のあり方自体が大きく変革し、文化財保護も教育委員会に限定された仕事ではなくなっていることと関係している。埋蔵文化財専門職員として採用されたのち、首長部局の文化政策部門への人事異動が活発に行われるために、見かけ上の専門職員数は増えていない。しかし、実際には埋蔵文化財保護に関わる業務を含め、文化政策関連の業務量は増加傾向にあり、その業務を担い得る人材として学芸員資格は有利に働く。

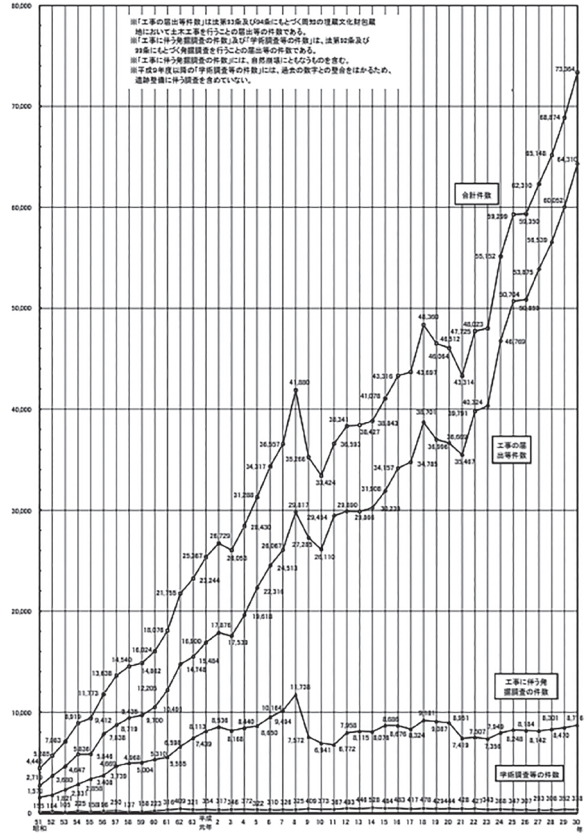


図9 発掘届出等件数の推移図（文化庁文化財第二課（2020）
〔埋蔵文化財関係統計資料一令和元年度一〕）

5. さいごに

これまで見てきたように、博物館を含めたミュージアムは、新たな文化政策が展開されている現場である。グローバル化や高度化・複雑化する社会の中で、従来の縦割り型の政策領域では対応できなくなっている。文化政策の登場は、新たな政策領域が追加されたというよりは、文化を軸に福祉や環境、教育、都市づくりといった政策領域間をつなぎ合わせ、新たな地域社会を創造すべき時期に来ていることを物語っている。こうした文化政策領域の一つとしてミュージアム政策が位置しているのである。

従来のミュージアムが資料の収集や保存、展示に限定され、そこでの学芸員が果たすべき役割も限定的であった。しかし、まちづくりなどの、文化政策としてのミュージアムの役割が問い直される状況にあって、学芸員に求められる能力も従来の業務に関する能力に加えて、様々な行政領域との連携や調整、さらには政策立案のスキルが必要となっている。

当然そのためには、学芸員養成課程自体を実態に合わせて改革していく必要がある⁽¹⁸⁾。このような議論は別途重ねられていく必要はあるとして、他方で、現行の学芸員資格がミュージアムにおいて学芸員として勤務するためだけの資格ではなく、官民間問わず幅広い職場において学芸員

養成課程で学んだことを活かすことが期待される資格となっている。

このような学芸員資格の状況を鑑み、かつ水田美術館という学内のミュージアムを教育課程に明確に組み込み、城西大学において学ぶ人々の自己実現をサポートするためにも、学芸員養成課程を設置することの意義は大きい。

《注》

- (1) 上山信一・稲葉郁子 (2003) 『ミュージアムが都市を再生する：経営と評価の実践』日本経済新聞社。
- (2) 福原義春編 (2015) 『ミュージアムが社会を変える：文化による新しいコミュニティ創り』現代企画室。
- (3) 河島伸子・小林真理・土屋正臣 (2020) 『新時代のミュージアム 変わる文化政策と新たな期待』ミネルヴァ書房。
- (4) 中川友里絵 (2020) 「博物館学芸員の力量形成の過程に関する一考察：1970年代以降の学芸員の専門性の議論を中心に」生涯学習基盤経営研究第44号、pp.7-16。
- (5) たとえば、金山喜昭 (2014) 「大学における博物館学芸員の要請の現状と課題」『法政大学資格課程年報』第3巻、pp.25-34や江水是仁 (2016) 「旧カリキュラムにおける学芸員養成課程での学びの経験による博物館および博物館に関連する興味関心の変化と博物館・学芸員の役割に関する考察」『東海大学家庭資格教育センター』第14号、pp.23-30など。
- (6) 藤野次史ほか (2019) 「広島大学における学芸員資格取得特定プログラム新課程の実施と課題」『広島大学総合博物館研究報告』第11号、pp.25-38。
- (7) 中嶋紀菜里ほか (2020) 「観光地域振興における博物館の役割と担い手」『観光科学研究』第13号、pp.13-21。この論文で中嶋らは、観光振興としての博物館に期待される役割として、「観光施設としての充足」「集客・広報活動」「地域の文化資源のアーカイブと提供」「観光商品の開発」「観光人材の育成」「地域の文化拠点」を挙げている。
- (8) 村田麻里子 (2014) 『思想としてのミュージアム—ものと空間のメディア論』人文書院、pp.54-64
- (9) 吉本光宏 (2004) 「ビルバオ市における都市再生チャレンジ——グッゲンハイム美術館の陰に隠された都市基盤整備事業——」『文化による都市の再生～欧州の事例から：調査報告書』国際交流基金。
- (10) 総合ユニコム HP (<https://www.travelvoice.jp/20191228-137633>) 2020.9.3 閲覧。
- (11) 「文化財を保存優先から観光客目線での理解促進、そして活用へ」(首相官邸「明日の日本を支える観光ビジョン」、2016年3月)。
- (12) 小泉順也 (2019) 「一橋大学大学院における学芸員養成：言語社会研究科の取り組みの課題と可能性」『言語社会』第13号、p.21の図表1を基に筆者作成。
- (13) 芸術文化学科 中村美帆准教授よりご教授いただいた (2020.09.14 聞き取り)。
- (14) 青山学院大学総合政策学部 HP (<https://www.sccs.aoyama.ac.jp/topics/2017%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%81%E5%AD%A6%E9%83%A8%E7%8B%AC%E8%87%AA%E3%81%AE%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E5%AD%A6%E8%8A%B8%E5%93%A1%E8%B3%87%E6%A0%BC%E3%82%AB%E3%83%AA%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%A9/>) 2020.09.15 確認。
- (15) 文化庁 (2008) 『平成20年度 大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書』。
- (16) 図6・7ともに2020年度第1回水田美術館運営委員会資料より。
- (17) 大東文化大学 (2013) 『2013年度点検・評価シート』。
- (18) 博物館に係る事務の所管が、文部科学省から文化庁へ移ったことに合わせて、学芸員養成のあり方も、従来の社会教育施設の担い手という限定化された養成システムから、ミュージアムという場における文化政策の担い手の育成システムへの転換が期待される。

Establishing a Curator Course at Josai University and the Role of Museums as Centers for Cultural Policy

Masaomi TSUCHIYA

Abstract

This paper explores the role of museums, which are recently being assigned as centers for regional revitalization and community development, and examines the new roles of curators working in them. The author also looks at the effectiveness of establishing a curator course in the Faculty of Contemporary Policy at Josai University, based in based on policy studies.

The results show it is clear that a curator qualification is effective in meeting a need for cultural policy leaders, both public and private, although the opportunities to actually work in a museum as a curator are limited. It concluded that the curator course at Josai University could broaden students' career opportunities in other fields.

Keywords : curator training course, museum as regional policy, policy studies, Mizuta art museum, cultural policy